

帯広市西 19 条北工業団地第 2 次分譲申込みの期限延長について

第 2 次分譲申込み受付期限を令和 2 年 7 月 31 日（金）から令和 2 年 9 月 30 日（水）まで延長します。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4 月 16 日より 6 月 18 日まで、全国で県をまたぐ不要不急の移動について自粛要請がされたことを考慮し、自粛期間相当を延長します。

なお、分譲契約の予定は 10 月頃に変更となりますが、分譲内容に変更はありません。

分譲価格

1 m²当り 9,990 円 ～ 14,260 円

分譲申込者の資格

分譲地は工業地域ですので、この用途に使用する企業・組合等で、取得後 5 年以内に操業する具体的な事業計画を持っている方に限定されます。

分譲の決定

当工業団地は、地域産業の振興や雇用の拡大等に寄与することを目標としており、土地購入申込書の内容を評価後、帯広市土地開発公社土地分譲審査委員会を経て決定いたします。

なお、申込が重複した分譲地は、価格競争入札により決定させていただきます。ただし、第 1 希望と第 2 希望が重複している場合は、第 1 希望の申込者に決定します。

分譲契約及び登記並びに引渡しの時期

今回の申込者につきましては、令和 2 年 10 月頃の契約締結を予定しています。ただし、公的融資制度を利用する方については、別途協議とします。

なお、所有権移転登記及び分譲地引渡しにつきましては、宅地造成完了後（開発行為完了公告後）かつ契約代金完済後に行います。

契約代金支払い方法

契約締結時に代金の 10%相当額、宅地造成完了後（開発行為完了公告後）30 日以内に残金の支払いとします。

分譲数及び申込箇所

複数の区画を購入することは可能ですが、申込状況により区画数・申込箇所の変更をお願いすることがありますので、予めご了承願います。

申込方法

別に定める土地購入申込書により、添付書類とともに帯広市土地開発公社へ提出してください。

留意事項

今回の第 2 次分譲申込みにつきましては、計画する工業団地の一部であり、今後も東西区画道路及び宅地の造成を行い、引続き分譲を実施していく予定ですが、物価状況等の諸事情により計画が変更され、東西区画道路及び宅地の造成取りやめ、あるいは区画割の変更等が行われる可能性もありますので、十分留意して申込みをお願いします。

5 街区 5-S の区画につきましては分譲先が決定した後、帯広市土地開発公社で防火水槽を設置する予定です。その場合、防火水槽の財産権を含めて分譲地の引渡しとなります。

申込みに係る詳細につきましては、帯広市土地開発公社に問合せ願います。

申込み・問合せ先

帯広市土地開発公社

〒080-8670

帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地 帯広市役所 7 階

TEL 0155-65-4226

FAX 0155-23-0172

Email otk@tochikou.obihiro.or.jp

建築物等に関する事項

○用途地域

工業地域（容積率 200%、建蔽率 60%）

○建築物等の用途の制限（建築できないもの）

- (1) 住宅
- (2) 共同住宅、下宿
- (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの
- (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (6) 物品販売業を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²を超えるもの
- (7) 上記以外の店舗
- (8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設
- (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (10) カラオケボックスその他これに類するもの
- (11) 畜舎
- (12) 大気汚染防止法に規定する一般粉じん施設及び特定粉じん施設を扱う工場

○建築物の敷地面積の最低限度

1,000 m²

○壁面の位置の制限

建築物（附属建築物で軒高 2.3m以下のものを除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線（隅切部分は除く。）までの距離の最低限度は、都市計画道路「工業団地通」「北2線通」「西8号通」は3.0mとし、それ以外の敷地境界線は1.0mとする。

ただし、この地区計画が決定された際、現に存する建築物について、増築、改築を行う場合、当該増築、改築部分が敷地境界線から上記に規定する数値以上となる場合は、この限りでない。